

## 第6回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成20年4月22日 午後3時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	中島 章皓（委員長）、三神 和子（委員長職務代理者）、 加藤 正克、清田 明、日高 芳一（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 教育改革担当課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	公開 傍聴人数 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1. 協議事項 豊島区立学校教科用図書採択について 2. 報告事項 平成20年4月7日現在児童・生徒数及び学級数 3. 報告事項 平成19年度教育委員会後援名義使用の承認状況 （第4四半期） 4. 報告事項 豊島区立学校運営連絡協議会	

## 審議経過

委員長)

第6回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は加藤委員と三神委員にお願いいたします。まず協議事項第1号から始めます。

### (1) 協議事項第1号 豊島区立学校教科用図書採択について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

まず、教科用図書採択の臨時会の日程について委員の方々の都合はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。ではご意見・ご質問等ありましたら、お願いいたします。

委員)

教科用図書選定委員会の保護者代表とはどのように決めるのでしょうか。

教育指導課長)

例年PTA連合会の会長に打診をいたしまして、おおむね会長ご本人が小中学校の保護者代表になっていただいています。今年もそのように考えております。

委員)

7月17日の教科書を選ぶまで、例年こちらに教科書を展示していただいていると思うのですが、その日程は決まっているのですか。

教育指導課長)

委員の先生方をご覧いただけるよう、日程調整をしていきたいと思います。決まり次第ご報告いたします。

委員長)

他にご意見ございますか。

委員)

今回は、教科書の会社、内容はほとんど変わらないというお話なので、今まで通りでいかどうかを今回は審議すればいいというわけですね。

教育指導課長)

そのようにご理解いただければと思います。すでに正式の採択時に内容の審議をした結果が今回の採択に反映されていますので、区の情勢や教科書を実際を使ってみて不都合等があったら変わる可能性はあります。それは調査部会の方で検討しております。

委員長)

今まで使っている教科書以外の他の会社のものも見る事ができるわけですね。

教育指導課長)

そうです。現在使っている教科書でも、表紙や中身の写真など多少差し替えはあるかもしれません。

委員長)

他になにかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 報告事項第1号 平成20年4月7日現在児童・生徒数及び学級数

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

なにかご質問ありますでしょうか。

委員)

南池袋小学校が4月7日時点で2クラスから3クラスになったということですが、担任はどうなったのでしょうか。

教育指導課長)

4月7日ということですから、東京都に申請いたしまして、期限付き臨時教諭を1名正規として配置いたしました。

委員長)

例年このようにあとから児童数は増えるのでしょうか。

教育指導課長)

昨年は4月になってからの学級増ということはありませんでした。4月1日と4月7日時点という2つの基準がありますので、そこでクラスが増えれば東京都からも教員が配置されるということでございます。

教育長)

毎年ギリギリになるまで学級数がわからないところがあります。南池袋小学校は間に合っただけだと思います。また巣鴨北中では1年生は5クラスですが、これは過去最高です。統合する学校が近くにあるので、隣接する北区から今年は37名、去年は21名が区域外から転校してきているのが特徴です。

委員)

北区の生徒が豊島区の学校に通うということに関して、隣接区との調整や取り決めはあるのでしょうか。

教育総務課長)

今回は学校の統廃合のからみということで、お互い区同士で認めているということになります。

教育総務部長)

周辺区でも色々就学の事情がございまして、区域外就学ということでお互いが認めております。ただすべてを認めるというわけではなく、理由があって認めるという配慮をしております。北、板橋、練馬区からは豊島区に区域外入学が多く、豊島区からは文京区に区域外通学が多い傾向がありますが、人数的にはほとんど同じくらいです。差がないからいいというわけではありませんが、ある程度教育的配慮が必要ですので現行制度で対応しております。人数の限度ではなく、受け入れる学校のクラス数、教室数が受け入れの制約条件になってくると思います。

委員)

ちなみに文京区にはどれくらいの生徒が通っているのですか。

教育総務部長)

合計20,30人くらいですが年度によって違いますので、あとで確認してからご報告いたします。

委員長)

ではこの件につきましては承認ということによろしいでしょうか。

(報告事項 委員全員了承)

(3) 報告事項第2号 平成19年度教育委員会後援名義使用の承認状況(第4四半期)

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問などありましたらお願いいたします。

委員)

承認する明確な基準はあるのでしょうか。

教育総務課長)

申請があってからその事業内容を勘案いたしまして、資料にある事業の分野に該当し、事業内容が相当であれば承認いたします。

委員長)

この資料の分野、範疇であればいいわけですね。

委員)

承認したものについて、名義貸しだけなのか費用の助成もあるのか教えてください。

教育総務課長)

名義を貸すのみということで金銭的な支援はありません。

委員長)

他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育総務課長)

さきほどの区域外就学の人数ですが、小学校では他区から豊島区には25人、豊島区から他区へは26人という内訳になっております。中学校では他区から豊島区には71人、豊島区から他区へは34人という内訳になっております。具体的な区について今は確認できませんが、北区からの区域外入学が多い巣鴨北中は35人になっております。

委員長)

ではこの件につきましてはよろしいでしょうか。

(報告事項 委員全員了承)

(4) 報告事項第3号 豊島区立学校運営連絡協議会

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

なにかご意見、ご質問はありますでしょうか。

委員)

評価をするにあたってアンケートを実施すると思うのですが、アンケートは誰が作るのでしょうか。

教育指導課長)

今回は学校に任せようと思っております。これまでは教育委員会が主導して、30項目くらいの共通したものを示して、全校一斉にやっておりました。色々な面で区が抱えている教育課題、関心について把握はできたのですが、膨大な量でもあり、校長先生の経営方針とアンケート項目が必ずしも一致してはおりません。今回はアンケート項目を精選して本当に聞きたいことを聞こうというわけです。例えば心の教育を推進していますかという項目があっても、学校に足繁く通わなければ保護者や地域の方には分からないわけです。ですから今回は学校におまかせして、数も精選してもらおうと思っております。

委員)

それはとてもいいと思います。アンケートはだいたひ話し合いをしないと作れないので、その過程の意見が反映されてくると思います。年3回も難しいかもしれませんが、がんばっていただきたいです。

委員)

委員のメンバーの中の関係諸機関の方々とは、具体的にどのような方たちを想定しているのですか。

教育指導課長)

幼稚園ですと小学校の校長先生やPTA会長が該当します。中学校ですと連携している大学の先生や都立高校の校長先生が該当です。幼稚園の園長先生は、区民ひろばの代表の方に入っていたらこうなど色々想定しているようです。学校の周辺で学校とパートナーシップを深く結ぶ機関の代表の方たちを想定しております。

委員)

保護者や関係諸機関というのは身内で内部評価という気がしますが、外部評価という点ではどのようにお考えなのでしょうか。

教育指導課長)

第三者評価が必要なのではないかという議論もかなりされました。文部科学省では将来的には第三者評価を実施する方向のようです。東京都でも第三者評価のモデル地域を今年あたり指定して、研究するようです。学校の方は学校関係者評価をきちんとやっていくことが最優先で、国の方でも第三者評価は現在義務付けられているわけではありませんので、豊島区ではモデル授業の成果や課題を研究したうえで豊島区の状況にあわせた第三者評価を今後検討していきたいと思っております。そのための組織として東京都では評価検討委員会というものを1年間設置しておりますので、その中での議論しながら研究していきたいと思っております。

委員)

東京都のモデル地域は実際にどこなのでしょうか。

統括指導主事)

モデル地域を実際に把握しているわけではないのですが、第三者評価を実践的にしているのが、品川区と府中市です。外部評価ということで外部の方5名くらいでチームを組んで特定の学校をまわり、評価をしているようです。現在はこの2つの自治体が先進的に取り組んでいるようです。

委員)

豊島区も外部評価についてこれから考えていかなばならないと思います。モデル地域や評価検討委員会をよく研究して、今年は体制作りに取り組んでいってほしいと思います。

統括指導主事)

この件に関しまして、学校の経営方針を明確にしていくことが大事という認識に立っております。教育指導課ではそれを踏まえまして、経営方針の指標を示して、いつまでに何をどうするかといったことをきちんと整備していこうと思っております。そういった経営方針の下で学校評価のサイクルをきちんと確立した上で、次のステップとして第三者評価が成り立つものと考えておりますので、この1年は基礎固めをきちんとしていこうと思っております。

委員)

校長の経営方針の様式はあるのでしょうか。

教育指導課長)

都立学校の学校経営方針や経営計画の雛形を参考に必要な要素を入れていただきたいと校長会では伝えました。様式につきましては、地域や保護者の方にもわかりやすいように校長先生独自に工夫をしてもらいます。学校それぞれに目指す学校像があって、具体的な方針があって、学習指導と生活指導と学校運営の項目に分けて目標を立ててもらいたいとお願いをしております。ようやく全校の経営方針が集まりましたので、これから分析するところです。校長先生の思いを読み取っていくことが大事だと思っております。

委員)

校長先生の中にも受け止め方が違いますので、手に届く目標や高い目標を置く方それぞれいると思います。それに関して教育委員会では指導や助言はするのでしょうか。

教育指導課長)

校長先生の自己申告が6月にきますので、学校経営方針につきましては校長先生の思いを尊重しながら改善点など伝えていきたいと思っております。地域や保護者の方にもわかりやすいもの、教員自身がそれを捉えることが重要ですので、中身を分析して個別に校長先生と対応をしていきたいと思っております。

委員)

過去にこの委員会の会議に出席したことがあるのですが、今回まず構成人数が具体的に示されたことは評価できます。それにより評価委員会の成果があがっていくことも大事です。また学校経営方針に関しまして、地域の方というのは、地域として手伝いをしているという立場で必ずしも学校教育に直接携わっているわけではないので、校長先生の経営方針の理想や思いを評価委員会にできるだけ分かりやすく、丁寧に示してもらいたいと思

ます。分からないまま評価となると、1年間委員として携わったことが無駄になってしまいます。そのあたりは気をつけていただきたいと思います。さきほど言っていたクリティカル・フレンド（批判的な友人）というのは大事なことです。小言を言ってくれる人が最近では少なくなってきましたが、そういった意見にも耳を傾けることで現場の先生も自分の気がつかなかったことに気づくということもあると思います。素人にも分かりやすい経営方針の示し方をお願いしたいです。

教育指導課長)

経営方針を広く示すということで、ホームページ等にわかりやすく載せるということの基本とし、より丁寧な説明が必要ならば学校だよりで地域の方や保護者に説明しながら配布することを積極的にしていただきたいと思います。校長会ではお願いいたしました。自己評価は公表が義務付けられているので、ホームページや学校だよりに掲載し、それに基づいて学校関係者評価を議論していただきたいと思います。

委員)

学校の経営方針を数値目標で表すとありますが、数値で表すのは難しいと思います。代案や数値からはみ出たものをどう扱うかなどきちんと受け皿はあるのでしょうか。

教育指導課長)

ここでは数値目標などというように少し膨らませた表現にしています。必ずしも何パーセント、何人が達成できたかというわけではなく、達成度を客観的に高めるために文章で表現できることはするということでございます。例えば5月末までに学習規律を身に付けるというのも数値目標であるといえると思います。数値目標だけでは達成度は図れませんが、優れたものは参考にさせていただければと思います。小学校の校長会では全校の経営方針を1冊の本にして、お互いのものを読みあわせております。ホームページに載ればお互いより参考にしあえるものではないかと思えます。

教育総務部長)

数値目標にしばられるというよりは経営方針の成果を客観的に高めるという意味合いで考えております。経営方針だけでなく業績評価等で各校長先生とヒアリングをやっておりますが、学校評価のアンケートの満足度の割合パーセンテージを高める方法や成果指標の立て方についても校長先生が知恵を絞って工夫されているのは良い点だと思います。数値目標ありきという運用にならないように、私たちも気をつけていかなければいけないと思えます。

委員長)

色々検討すべきことがありますね。ちなみに今問題になっている不登校やいじめは目標の中に入ってくるのでしょうか。

教育指導課長)

そうした観点をいれる必要はあるのかと思っております。ただそれをゼロにしますというのが適切な目標であるかは難しいところです。実際に目標としても、不登校の子供をもつ親御さんが大変心を痛めて目標がプレッシャーになったということもございます。です

からゼロにするのではなく、関係各機関や保護者と話し合いを開いて明確な方針を打ち出して、対応策を明示して取り組んでいくという目標を掲げることが大事だと思います。いじめ、不登校だけでなくそれ以外の問題もありますので、安心して通える学校作りという観点の1つとして目標に取り入れてほしいと思います。不登校が前年度かなり多かったというのならば、前年の半分にする、解決に向けて努力するという目標があってもいいと思うのです。色々な学校の事情で目標の立て方もあると考えております。

教育長)

今回具体的に委員会の位置づけをしたことにより、学校は大きく変わると思います。委員の委嘱を教育委員会がするということはとても強力なこと、またやっていただく方の認識も大きく変わると思います。集中してやること、時間を切って効率的な協議会を作っていくことをしていただきたいと思います。そうでないと良い評価が生まれにくいということです。厳しい人がいないと進まない、批判的友人でいいです。こういう評価では子供の姿で言ってもらいたい、現在子供の姿のままでいっている教育政策はありません。校舎を建替えたなどという条件整備ではなく、子供がどう変わったということが大切です。子供をいかに変えるかという視点を見失ってはいけないし、校長先生にもこの連絡協議会の意見を尊重してほしいと思います。教育委員会が委嘱をした委員であれば責任をもって学校を評価してくださるでしょう。そうした意見を丁寧に聞いて、学校経営に生かしてもらいたいと思います。

教育指導課長)

昨年、統括指導主事が評価についての研修を受けてきました。今、国が求めている学校評価の新たな意味を認識し、教育委員会でも重要な政策であるということで取り組んでまいりますのでご意見いただければと思います。

委員長)

今までも学校の目標を一覧にした冊子がありましたね。

教育長)

豊島区の学校要覧がものすごく変わりました。今までは1つの学校に対して12から20ページの冊子で機能的とはいえませんでした。それが今では全校がB4の1ページになり、学校のイメージができるようになりました。このような変化を認識すると新たなものも生まれてくると思います。豊島区が変わったということを感じていただければと思います。

委員長)

だいぶ検討されましたが、ほかに意見などありますでしょうか。

(報告事項 委員全員了承)

#### (5) その他

非常勤・臨時職員の任免について

教育総務課長)

昨年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会から教育長

に委任できない事柄ができました。その中の人事に関する事で、非常勤・臨時職員の任免について教育長に委任できない事項となりました。しかし、職員の職種も多種多様であり、緊急性があり、教育委員会にかかる暇がない場合もございます。このような場合は事前に予測するのも難しい場合がありますので、柔軟に考えていただき、事後報告になる場合があることを了承していただければと思います。

(委員全員了承)  
(午後5時10分 閉会)